

国家標準化発展綱要および
データ管理に係る標準整備の動向
(後編)

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2022年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

1. データ管理に係る標準整備の動向

国家標準化発展綱要（以下、「綱要」という）の公表（2021年10月）に先立ち、データセキュリティ法（2021年6月）および個人情報保護法（2021年8月）が公布され、2016年制定のサイバーセキュリティ法と併せて、中国のデータセキュリティおよび個人情報保護に係る三大基本法（以下、「データ三法」という）が形成されました。現在、中国では、「データ三法」および「綱要」に基づき、データ管理に係る現行版の標準に対する見直しが進められており、また、新規制定を要する標準については、提案、原案作成の取り組みが進んでいます。

(1) 標準の制定に係る主管機関について

データ管理に係る標準は、その多くが推奨性の国家標準となっています。標準化法第5条では「国务院の標準化行政主管部門は全国の標準化事業を一元的に管理する。国务院の関係行政主管部門はその部門、その業界の標準化事業を管理する」、第11条では「基礎的、汎用的であり、強制国家標準に関連し、関係各業界に対して先導的な役割を果たす等の需要を満たす技術要件について、推奨国家標準を制定することができる。推奨国家標準は、国务院の標準化行政主管部門が制定する」と定めています。中国の標準化行政主管部門とは、国家市場監督管理総局であり、その所管に属する国家標準化管理委員会¹が主に標準化に係る関連業務を担当しています。

また、標準化法実施条例第19条では、国家標準、業界標準等の制定は、標準化技術委員会（ユーザー、科学技術研究機関、関係機関の専門家等により構成される機構）が、標準の原案作成および技術審査業務の責任を負わなければならない、と定められています。情報安全技術分野において、前掲の業務に従事する技術的組織の役割を担うのは「全国情報安全標準化技術委員会」です。

(2) 標準整備の取り組み

2022年3月6日、全国情報安全標準化技術委員会より、「綱要」の方針に基づく『『2022年度サイバーセキュリティ国家標準のニーズ』の公布に関する通知』（以下、「通知」という）が公布されました。「通知」によると、データセキュリティ、個人情報保護、サイバーセキュリティに係る国家標準について、2022年度に、20件の新規制定、14件の改正を行うことを予定しています。以下、企業にとって重要と思われる国家標準について紹介します。

a. 新規制定を予定している国家標準

2022年度において、新規制定を予定している国家標準は、データセキュリティ、個人情報保護およびサイバーセキュリティの3分野に大別されます。

(ア) データセキュリティに係る重要な国家標準には、重要データの取り扱いに係る安全要求、データセキュリティリスク評価方法等が定められる予定です。具体的には以下

¹国家標準化管理委員会は、かつて国务院が所管する機構であったが、「中国共産党中央委員会 党・国家機構改革深化計画」（2018年3月21日施行）による機構改革後、その機能は国家市場監督管理総局に組み入れられた。だが、国家標準化管理委員会の名称は今もそのまま残っており、その名称にて役割・機能を果たしている。

のとおりとなります。

➤ 重要データの取り扱いに係る安全要求

重要データに対する保護を強化すると定めるデータセキュリティ法第 21 条の規定の内容が反映されます。重要データについて、データ取り扱い上でどのように保管し、使用するかといった、データ保護に係る要求が盛り込まれる予定です。

➤ データセキュリティリスク評価方法

データセキュリティ法第 18 条、第 30 条に定めるリスク評価制度（即ち、重要データの取扱者は、規定に従いそのデータ取扱活動について定期的にリスク評価を展開しなければならない）を実施するための評価方法や手続等が明文化される予定です。

(イ) 個人情報保護に係る重要な国家標準には、機微な個人情報の取り扱いに係る安全要求、個人情報に基づく自動化された意思決定に係る安全要求、大型インターネット企業の個人情報保護監督部署に係る要求、個人情報の越境伝送の認証に係る要求等が定められる予定です。具体的には以下の通りとなります。

➤ 機微な個人情報の取り扱いに係る安全要求

医療・ヘルスケア、金融口座、移動履歴等の機微な個人情報を対象として、データ取扱者による収集、保管、使用、加工、伝送、提供、公開、削除等の取扱活動に係る安全要求が明文化される予定です。特に、収集の必要性、安全保護、マスキングルール、告知・同意取得等の面において、重点的な要求が示されます。

➤ 個人情報に基づく自動化された意思決定に係る安全要求

データ取扱者による自動化された意思決定および関連の応用過程におけるデータセキュリティおよび個人情報保護の要求が明文化される予定です。

➤ 大型インターネット企業の個人情報保護監督部署に係る要求

重要なインターネットプラットフォームサービスを提供する、ユーザーの数量が莫大で、業務類型が複雑な個人情報の取扱者の範囲を明確にすることが求められます。大型インターネット企業の外部監督機構の人員の選択、構成、資格、制約、運営メカニズム等の要求が明文化される予定です。

➤ 個人情報の越境伝送の認証に係る要求

個人情報の越境提供の安全原則、安全要求および認証ルール、重要情報インフラ安全評価等への要求が明文化されます。

(ウ) 重要情報インフラ安全評価の要求。重要情報インフラ安全保護条例に定める重要情報インフラの安全評価業務を実施するための、重要情報インフラの分析・識別、安全防护、検査・評価、モニタリング・警告、自発的な防御、事件対応等のプロセスにおける安全検査評価について定められます。

b. 改正予定の国家標準

改正が予定されている重要な国家標準の一つには、データ取引サービスに係る安全要求があります。「情報安全技術 データ取引サービス安全要求」は、国家市場監督管理総局および全国情報安全標準化技術委員会が制定したデータ取引サービスに係る安全要求です。

これには、データ取引の参加者、取引対象および取引過程の安全要求が含まれています。同要求は、データセキュリティ法第 19 条の規定に基づき、改正が予定されています。

2. 今後の見通し

上記の標準の制定状況を踏まえると、標準が公布されるのは、早くとも 2022 年の後半と予測されます。前述したとおり、今回、データセキュリティ法、個人情報保護法の規定を反映した関連標準の制定・改正が行われようとしており、企業とも緊密に係わることから、引き続き、状況を注視していく必要があります。

また、「綱要」は、2035 年までの計画を掲げています。今後、国家標準化管理委員会の指導のもと、全国情報安全標準化技術委員会等の標準化技術委員会より、多くの標準の計画、制定・改正の業務が展開されると考えられます。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210086>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp